

特定非営利活動法人補助金制度の課題等に対する整理

1 制度の課題に対する原因とその対応案（前回の審議会ご意見から）

（1）申請件数の伸び悩み

原因として考えられること

- ・申請手続きの煩雑さ（申請可能額に対する事務等の量）。
- ・申請の手間の割に少額の補助金では、団体にとっても魅力がない。
- ・登録団体が増えると分配金額が減る（分野希望寄付分）という制度の仕組みが、この制度の広がりを抑えてしまっている可能性がある。

対応案	意見
申請手続き・金額について見直しを図る	対象はNPO法人であり運営に対する透明性が一定程度確保されているので、補助金額が低額なものであれば、申請は簡便だと良い。

（2）登録団体がない分野への寄付の扱い

原因として考えられること

- ・特定非営利活動促進法に沿った分野整理をしているため。

対応案	意見
分野の統合	分野の統合は慎重に進めるべき。
分野の廃止	寄付者にとって 20 の分野は選択が難しく、また申請団体にとっては登録団体数で分配額が変動するため、魅力がない。

（3）分野希望寄付の落ち込み

原因として考えられること

- ・ふるさと納税（一般寄付）をメインとした、寄付の捉え方。
- ・20 の分野があるので選択が難しく、個々の分野よりも一般寄付を選択してしまう。
- ・社会貢献型自動販売機の設置台数の減。

対応案	意見
分野希望寄付の促進	<ul style="list-style-type: none">・NPO法人との交流会を開催し、分野希望寄付・団体希望寄付に繋げる。・市内企業に向け制度を周知し、地域貢献を希望する企業を掘り起こす。（市長からの感謝状など、企業にもメリットがある）

対応案	意見
分野希望寄付の促進（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団体と共に寄付促進を行う。 （納付関係書類の送付・制度の周知）。

（４）制度全般について

▼団体寄付について

- ・市を通して団体希望寄付をすると控除が受けられるので、団体希望寄付については団体が頑張るべきで、市はそれ焚きつけることが大事。

▼制度の周知について

- ・市として制度のPRが今以上にできるよう、市民協働の関連情報がまとまった広報紙などがあればよい。

2 現在の登録制度・補助金申請について

NPO支援基金（よこすか元気ファンド）対象団体となるには、事前の登録が必要である。要件を満たした団体が申請書類を提出すると、書類審査が行われ、登録が決定する。登録は随時受け付けている。

登録を済ませた団体へは、前年度中に寄せられた団体希望寄付・分野希望寄付からの交付額が決定したタイミングで、申請可能額の通知と共に募集案内を送付している。

（１）登録要件（以下①～⑥のすべてを満たす団体）

- ①特定非営利活動法人であること
- ②主たる事務所の所在地が横須賀市内にあること
（ただし、主たる事務所の所在地が横須賀市内にない特定非営利活動法人であっても、横須賀市と協働事業のパートナーとして活動しており、その事実について所管部局からの副申がある場合は同様と扱う。）
- ③横須賀市内で特定非営利活動を行っていること
- ④事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業の占める割合が100分の50以上であること
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）または暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員またはその構成員でなくなった日から5年を経過しないものを含む。）の統制の下にある団体でないこと
- ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制の下にある団体でないこと

(2) NPO支援基金（よこすか元気ファンド）対象団体登録の申請に必要な書類

- ①NPO支援基金対象団体登録申請書（第1号様式）
- ②NPO支援基金対象団体登録簿（第2号様式）
- ③定款（認証庁に提出したもの。変更がある場合は最新のもの。）
- ④設立趣旨書
- ⑤登記簿謄本
- ⑥特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により所轄庁に提出した事業報告書等の写し（事業報告書、会計書類（活動計算書、貸借対照表、財産目録）、役員名簿、社員のうち10名以上の名簿）
- ⑦団体が発行しているチラシやパンフレット等

(3) 特定非営利活動法人補助金の申請時に必要な書類

- ①特定非営利活動法人補助金 審査申込書（第1号様式）
- ②補助金対象事業計画書（第2号様式）
- ③特定非営利活動法人補助金事業予算書（第3号様式）
- ④特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により所轄庁に提出した書類の写し（事業報告書、会計書類（活動計算書、貸借対照表、財産目録）、役員名簿、社員のうち10名以上の名簿）
- ⑤定款（直近の変更等を、内閣府NPO法人ポータルサイトで確認ができない場合のみ）
- ⑥添付資料（備品購入の際の見積書、単価表、団体の事業内容がわかるパンフレット等）